

裁 判 所	鹿児島地方裁判所
事 件 番 号	平成 24 年 (ワ) 第 430 号、同第 811 号、平成 25 年(ワ)第 180 号、同第 521 号、平成 26 年(ワ)第 163 号、同第 605 号、平成 27 年(ワ)第 638 号、同第 847 号、平成 28 年 (ワ) 第 456 号、平成 29 年 (ワ) 第 402 号、平成 30 年 (ワ) 第 562 号、令和元年 (ワ) 第 426 号
事 件 名	川内原発差止等請求事件
判決年月日	令和 7 年 2 月 21 日
判 示 事 項	<p>1 民事上の請求として国に対して電力会社に原子炉施設の運転を差し止めさせることを求める訴えの適否 (消極)</p> <p>2 原子力規制委員会が定めた新たな規制基準に不合理な点があるとは認められず、同基準に基づく川内原子力発電所 1・2 号機に係る原子力規制委員会の適合性審査にも不合理な点があるとは認められないから、川内原子力発電所 1・2 号機が、地震、火山事象及びその他の事象に対する安全性を欠き、X 1 らの人格権が侵害される具体的危険性があるとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 民事上の請求として国に対して電力会社に原子炉施設の運転を差し止めさせることを求める訴えは不適法である。</p> <p>2 <略></p>
事案の概要	<p>本件は、鹿児島県、熊本県及び宮崎県を中心として全国各地に居住する X 1 らが、九州電力株式会社が設置、運転する川内原子力発電所 1・2 号機 (以下「本件原子炉施設」という。) は地震や火山事象等に対する安全性を欠き、その運転中に放射性物質を異常な水準で周辺環境に放出させる事故を起こし、X 1 らの生命、身体及び健康等を侵害する危険があると主張して、人格権及び生存権に基づき、九州電力株式会社に対しては、本件原子炉施設の運転の差止めを求めるとともに、国に対しては、九州電力株式会社に本件原子炉施設の運転を差し止めさせることを求め、また、X 1 らが、上記危険を有する本件原子炉施設が運転を続けることにより精神的苦痛を被り続けていると主張して、九州電力株式会社に対して不法行為、国に対して国家賠償法 1 条 1 項にそれぞれ基づき、各原告につき、東北地方太平洋沖地震発生日の平成 23 年 3 月 11 日から本件口頭弁論終結の日である令和 6 年 11 月 26 日まで 1 か月 1 万円の割合による金員の一部である 1 万円の連帯支払を求める事案である。</p>
訟 務 月 報	71 卷 6 号